

久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 令和3年1月8日(金) 午後1時28分

2. 開催場所 久御山町役場 議会棟4階 特別会議室

3. 出席委員

1番	村田正己
2番	山口吉広
3番	久乗清和
4番	上田幸子
5番	上田隆健
6番	中村日出美
7番	田中壽嗣
8番	内田裕夫
9番	石塚義博
10番	辻村忠雄
11番	南和弘
12番	芳川清志
14番	森一博
15番	井上文彦
16番	神原均
17番	内田孝司
18番	川嶋久治
19番	吉田武
20番	林吉一

4. 欠席委員 13番 林 勉

5. 会議録署名委員 1 番 村 田 正 己
 2 番 山 口 吉 広

6. 委員会に職務のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局局長	山 澤 貴 志 子
農業委員会事務局	田 口 雄 基
農業委員会事務局	高 橋 華 寿 紀

7. 議 事

- | | |
|---------|--|
| 議案第 1 号 | 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請
に対する意見について（4 条許可） |
| 議案第 2 号 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明願に
ついて（納税猶予（入口）） |
| 議案第 3 号 | 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用
状況の確認について（納税猶予（出口）） |
| 議案第 4 号 | 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の
決定について（利用権設定） |
| 議案第 5 号 | 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の
決定について（所有権移転） |

8. 会議の経過

- (事務局長) 皆さま、こんにちは。ご案内しておりました時間になりましたので、令和3年第1回久御山町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。
- 新年あけましておめでとうございます。委員の皆さまにおかれましては穏やかに新春を迎えられましたこととお喜び申し上げます。
- 開催にあたりまして、信貴町長より新年のごあいさつを頂戴したく思いますので、よろしくお願いいたします。
- (町長) 町長あいさつ
- (事務局長) ありがとうございます。信貴町長におかれましては、次の公務ございまして、退席をされます。どうもありがとうございました。
- (町長) 勝手を申しますが、どうぞよろしく願い申し上げます。ありがとうございます。
- ～ 町長 退席 ～
- (事務局長) はい、●●委員どうぞ。
- (●●委員) ●●委員 お礼
- (事務局長) それでは、定例総会に入らせていただきます。本日は林勉委員から欠席届をいただいておりますので報告をさせていただきます。本日の出席委員は、農業委員が14名中13名、農地利用最適化推進委員6名中6名で、定足数に達しておりますので、総会は成立をしております。
- また、さる12月24日に実施しました現地調査委員名を報告させていただきます。なお、敬称は省略をいたします。

(事務局長)

- 2 番 山口委員
3 番 久乗委員
8 番 内田裕夫職務代理者
1 5 番 井上委員

事務局 2 名と都市整備課 1 名により実施をしております。

それでは、開催にあたりまして田中会長よりごあいさつをお願いいたします。

(会長)

会長あいさつ

本日の議案は、

- 議案第 1 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可
申請に対する意見について (4 条許可) 1 件
議案第 2 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明
願について (納税猶予 (入口)) 2 件
議案第 3 号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の
利用状況の確認について
(納税猶予 (出口)) 5 件
議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1
項の決定について (利用権設定) 1 件
議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1
項の決定について (所有権移転) 2 件

それでは、議事に入る前に、本日の議事録署名委員の指名をいたします。1 番の村田委員、2 番の山口委員、よろしくお願いをいたします。

それでは、議事のほうを進めてまいりたいと思います。議案第 1 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、4 条許可を議題といたします。

(会長) 議案第1号の案件につきまして、現地調査の報告を調査委員、お願いをいたします。

(●●委員) 議案第1号受付番号1の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。
本件該当地については、特に問題ないものと思われ
ます。

(会長) どうもご苦労さまでした。続きまして、議案第1号受付番号1の案件について、事務局より説明を願います。

(事務局) そうしましたら、まず議案書のほうなんですけれども、差し替えがございます。皆さまのお手元にお配りさせていただいております黄色の紙でございます。こういった黄色の紙、こちらが議案書の8ページの部分の差し替えとなっておりますのでございます。事前にお配りした議案書に間違いが記載されておりましたので、今回はこちらの黄色のほうを見ていただいて、ご審議をお願いいたします。大変申し訳ございません。

それでは、議案第1号受付番号1につきまして議案書1ページをご覧下さい。内容につきましては記載のとおりでございます。本案件につきましては、農家用住宅の建築のために転用をされるというものでござ
います。

また農地法第4条第1項の規定による許可申請書に係る意見書案につきましては、次の議案書2ページから4ページにお付けさせていただいておりますのでござ
います。なおですね、こちらの4ページ目の最後のところに参考までに、農地法の運用についての制定についてといった国からの通知を抜粋ではござ
いますが付合せさせていただいておりますのでございま

(事務局)

す。今回の案件につきましては、久御山淀のインターチェンジから近く、300メートル圏内であることから、第3種農地に該当するものと思われます。

具体的な所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の1ページをご覧ください。こちらが所在地となっておるところでございます、この次の2ページが今回の4条許可の農地転用の図面、平面図となっておるところでございます。

それでは、会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただ今、現地調査の報告と事務局からの説明がございました。議案第1号受付番号1について、何かご意見ご質問はございませんか。よろしいですか。

(●●委員)

すみません。

(会長)

はい、●●委員。

(●●委員)

この3種農地について、前回の総会で確かありましたですね。ちょっと僕、勘違いしてるのかな。ありましたね。

(会長)

ありました。

(●●委員)

役場から300メートルとこやいう話。今回は、インターチェンジからという話なんですけども、できましたらね、ここで、意見書の中の4ページ目に書いてもらってるんですけども、要件。これの全体のやつをね、前は役場からの話やったんですね。これ以外にあるのか、要件が、も含めてね、できましたら次回で結構なんで、全体のこの農地法の運用について、この部分ですね。これをちょっとただけたらなと思うんです。それだけです。

(会長)

●●委員、次回でよろしいですか。事務局、そして次回。

●●委員、全部したら100ページほどあるらしいんでね、そうなると抜粋というかたちになってもよろしいですか。

(●●委員)

僕、ちょっと質問させてもらったのはね、この議案自体が4条1項の話で、この4ページのこの部分について、これ4条第6項関係ってして書いてあって、この辺がどうなってるのかなっていう疑問があって、ちょっと見さしてもらいたいなということをお願いしたんですけども、その該当する部分だけで。

(会長)

そして、これに関係する部分だけでよろしいですか。

(●●委員)

それは結構です。

(会長)

事務局、そしてそういうことですので。その他、何かご意見ご質問ございませんか。

よろしいですか。その他、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号1に許可相当とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可相当として京都府のほうに進達をいたします。

続きまして、議案第2号相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、納税猶予の入口の部分ですね、を議題といたします。

(会長)

なお相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、入口の部分ですけれども、今期初めての案件でありますので、まず事務局から説明を願います。

(事務局)

そうしましたらですね、皆さまのお手元に本日お配りさせていただいております「参考資料」と書かれた、左肩にホッチキス留めをさせていただいている書類をご覧下さい。こちらの参考資料を1枚めくっていただきますと、1ページ目のところに「相続税納税猶予制度のあらまし」と書かれたページがあるかと思えます。今回の議案のタイトルにもございますように、納税猶予の入口ということで、これから相続税の納税猶予を受ける方の審議というようなかたちでございます。この方が受けられるかどうかということでございます。1番の「相続税納税猶予制度の概要」と書かれたところの上の段落が今の制度の説明がずらずらと書かれておるところでございます。下線部のところにもございますように、「相続により農地を取得して自ら農業を営む場合または一定の貸付けにより農地としての利用が確保される場合」に受けられるというようなかたちで、今の制度では自ら農業する場合もそうですし、一定の貸付けの場合でも農地として利用されるのであれば、この納税猶予が受けられるという制度になっておるところでございます。いつまで、どういった時に相続税が免除されるのかということでございますが、その下のほうに、「相続税は次の1から3に掲げるいずれかに該当する日に免除される」となっておりまして、調整区域の農地と市街化区域の農地で取扱いが変わっておるところでございます。調整区域の農地につきましては、このマル1番にありますようなかたちで、「相続人の死亡の日に免除される」と、すなわち終身営農を求められるものでございます。市街化区域の農地につきましては、マル3に該当しまして、「相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経

(事務局)

過する日」、20年間頑張って農業をすれば免除されるというふうな制度が今の制度でございます。これが変わったのがですね、平成21年度の税制改正の時なんでございますけれども、以前の制度でありましたら、自ら農業をしないとだめというふうな制度でございまして、調整区域、市街化区域に関わらず、20年間頑張って農業すれば免除されるというような制度でございました。こちらのほうが平成21年度の時に変更しまして、市街化区域外農地と、これがいわゆる調整区域ですね。調整区域の農地については、農業経営基盤強化促進法、いわゆる利用権設定であったり、中間管理機構を使った貸し借りをした場合であってもですね、納税猶予を打ち切られないというふうになりました。この利用権設定であったり、中間管理機構を使っただけの貸し借りを特定貸付けというふうなかたちになりました。以前でしたら、自ら農業をしないとだめだということになってましたんで人に貸すことはできなかつたんですけれども、この利用権設定とか、そういうことをすることによって、人に貸せることになりました。その代わりですけれども、今まで20年間営農してたら免除になっておりましたが、終身に切り替わってしまうというふうなものでございます。平成21年12月15日改正前にこの納税猶予の適用を受けていた方で、人に貸さんとずっと自分で農業してた場合はどうなんねやということが但し書きのところに書いてありまして、農地の貸付けを行わない場合に限りましては、過去と同じようなかたちで20年間、市街化調整区域であっても20年間営農すれば免除されるというような制度でございます。今回の入口で審議いただくお話でございますが、こちらが1ページ目の下のほうに書いてあります「特例の適用が受けられる人」ということとございまして、重要なところにちょっと下線を引かさせていただいてます。「相続人の要件」というところで、マル1のところは、これ

(事務局)

が一般的なお話としまして、自分で、自ら農業をする場合が1番です。「相続税の申告期限までに、相続等により取得した農地等で農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる者」2ページ目のほうにも渡っておりますが、これが、1番が一般的な自ら農業する場合、2番はあまりありませんので省略させていただきますが、3番のところは人に貸さばる場合ですね。「相続税の申告期限前に特定貸付けを行った者」ということでございます。この1から3に該当すればこの納税猶予の適用を受けられるというようなものになっておるところでございます。参考までに付けさしていただいておりますのが3ページ目でございます。3ページ目の5番、「納税猶予が打ち切られる場合」ですね。どういった場合が打ち切られるかということでございます。全部確定の場合、相続税を全額払えというふうな話でございますが、こちらはアのところにございますように、人に売ったり転用したり貸付けしたり、また耕作の放棄をしたりっていうような場合が特例農地等の面積の20パーセントを超えるような場合は、全部払えというふうな話になってきます。ここでいうこの貸付けというのが、先ほども言いました特定貸付け以外の貸付けをしはった場合ですね。利用権設定とか中間管理機構を使った貸し借りじゃなくて、いわゆるヤミで貸してしまったりとか、そういうふうなことをしてしまうと、こういうふうな全部確定の対象になってしまうという制度となっております。簡単ではございますが、入口の説明とさせていただきます。

(会長)

それでは議案第2号の案件について、現地調査の報告をお願いをいたします。

(●●委員)

議案第2号受付番号1と受付番号2の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

(●●委員)

本件該当地については、特に問題ないものと思われ
ます。

(会長)

それでは議案第2号受付番号1について、事務局よ
り説明を願います。

(事務局)

議案第2号受付番号1につきましては議案書5ペ
ージをご覧ください。内容につきましては記載のとおり
となっておりますところでございます。本案件につきまし
てはですね、相続の開始年月日が令和●年●月●●日
となっております、このいちばん右側の備考欄にご
ざいますように、令和2年10月1日に利用権設定が
なされておるような案件でございます。次の議案書6
ページをご覧ください。こちらが相続人の農業経営の
状況と入口の調書となっておりますところでございまし
て、先ほどご説明させていただきましたような1番か
ら3番のどこに該当するのかということございま
すが、この受付番号1につきましては、マル3の相続
税申告期限前に特定貸付けを行った者に該当する
というふうに思われるところでございます。

なお、所在地につきましては、詳細地図及び該当農
地の写真3ページと4ページをご覧ください。

それでは、会長よろしくお願いたします。

(会長)

議案第2号受付番号1につきまして、何かご意見ご
質問はございませんか。

よろしいですか。それでは、特にご意見ご質問もな
いようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号1に
ついて、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の該
当地が、特定貸付先の借受人により適正に管理されて
おり適格者と判断することに賛成の農業委員さんの
挙手をお願いいたします。

(会長)

全員挙手。よって、適正に管理されており適格者であると証明をいたします。

続きまして、議案第2号受付番号2を事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第2号受付番号2につきましては議案書7ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。本案件につきましては、自ら耕作をされるという方の案件でございます。相続人の農業経営の状況及び相続税の入口の調書につきましては、次の議案書8ページをご覧ください。ご覧のような内容となっておりますところでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真5ページと6ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第2号受付番号2につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号2について、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の該当地が農業相続人により適正に管理されており適格者と判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されており適格者であると証明をいたします。

続きまして、議案第3号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、納税猶予の出口の分ですね、今度は出口の分です、を議題とします。

それでは、議案第3号の案件について、現地調査報告を調査委員、お願いをいたします。

(●●委員)

議案第3号受付番号1から5の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないと思われま

(会長)

それでは議案第3号受付番号1について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号1につきましては議案書9ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりとなっております。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真7ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号1について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号1について、特例農地が農業相続人により適正に管理されていたと判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署に報告をいたします。

次に議案第3号受付番号2ですね、2について、事務局説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号2につきましては議案書10ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

(事務局)

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真 8 ページと 9 ページをご覧ください。
会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第 3 号受付番号 2 につきましては、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第 3 号受付番号 2 について、特例農地が農業相続人により適正に管理されていたと判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署に報告をいたします。

続きまして議案第 3 号受付番号 3 について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第 3 号受付番号 3 につきましては議案書 1 1 ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりとなっております。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真 1 0 ページから 1 3 ページ、1 0 ページ、1 1 ページ、1 2 ページ、1 3 ページとなっております。こちらをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第 3 号受付番号 3 について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

(会長)

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号3について、特例農地が農業相続人により適正に管理されていたと判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署のほうに報告をいたします。

次に議案第3号受付番号4ですね、4について、事務局説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号4につきましては議案書12ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりとなっております。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真14ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号4につきましては、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号4について、特例農地が農業相続人により適正に管理されていたと判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署に報告をいたします。

それでは議案第3号受付番号5ですね、5につきまして、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号5につきましては議案書13ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおり

(事務局)

りとなっております。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真15ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号5につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

引き続き、納税猶予の出口の案件です、よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号5について、特例農地が農業相続人により適正に管理されていたと判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署のほうに報告をいたします。

(●●委員)

ちょっとひとつだけ質問したいんやけど。

(会長)

はい、●●委員。

(●●委員)

相続人によって管理されていたという実績はわかるんですか。違う方がやっても、きれいに整備されたら現地視察してもわからないと思うんけど。

(事務局)

はい、そういったところに関しましては、実は税務署さんのほうから本人さん宛に照会がなされてまして、そちらで販売実績であったりとか、そういうなんも税務署さんのほうに回答はなされておるということとございまして、農業委員会のほうでは実際できるところとしましては、農地を農地として使われておるか、その確認を農業委員会からしてですね、税務署のほうに報告してるというのが実態のところとございまして。

(●●委員)

今、会長がね、相続人が管理していたというコメントがありましたけれども、その税務署の話とはちょっと違うんやけど。

(事務局)

こちらとしましてはですね、農地の貸し借りをしているというような手続きもなされておられませんので、仮にですね、他の方がなされておるといふようなことであればですね、先ほどの参考資料で説明をさせていただいたとおりですね、納税猶予が打ち切られる場合に該当してしまいます。こちらといたしましても、そういうふうに誰かに貸してるといふことが明確であればですね、そのような判断をして税務署に報告することもあるかとは思いますが、こちらとしましては、そういうふうなことが明確にわからないかぎりには、おそらくは相続人の方が適正に管理されておるのであるということと報告をさせていただいておるといふところでございます。

(●●委員)

じゃあ、もうひとつ。今の入口の話でね、その何とか貸付け、特定貸付けをやってない、ヤミの場合はだめっていう話がありましたね。今回、この管理もヤミだったらだめじゃないの。

(事務局)

ヤミでやっておられるということが明確にわかっておるんであれば、だめというふうなかたちになってしまいます。

(●●委員)

いや、だから、現地調査でそこまでわからないですよ。

(事務局)

現地調査では、そこまでは正直なところ、農業委員会の立場ではなかなかわからないっていうのが、実際のところやと思います。ですので実際、農業委員会が見ることは、もう農地として管理されているかどうか

(事務局)

っていうのを管理するのが実態上、限界なのかなと。農業されてるかされてへんかというのはもう、税務署さんに地主さんが報告されてます販売実績であったりとか、そういうところで農業されておるのかなというの確認をされておるといのが実務上の取扱いかなと思っておるところでございます。

(会長)

●●委員、よろしいですか。

続きましてですね、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、利用権設定を議題といたします。

それでは議案第4号について、現地調査の報告を調査委員、よろしくお願いをいたします。

(●●委員)

議案第4号受付番号1の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

次に議案第4号受付番号1について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第4号受付番号1につきましては議案書14ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び18条調書につきましては、議案書15ページをご覧ください。

本件該当地の所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真16ページをご覧ください。

それでは会長よろしくお願いたします。

(会長)

議案第4号受付番号1について、ご意見ご質問等ございますか。

(会長)

利用権の設定ですけど、よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号1について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、所有権移転を議題といたします。

なお農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、所有権移転につきましては、今期初めての案件でありますので、まず、事務局から説明を願います。

(事務局)

そうしましたらですね、先ほど、納税猶予の入口の際に見ていただきました参考資料をまた見ていただきまして、ご説明をさせていただきます。表紙に「参考資料 令和3年1月総会」と書かれたものでございまして、こちらの4ページ目でございます。4ページ目に「農地の売り買い（特例事業）」と書かれたページがあったと思います。こちらを見ていただきましてご説明させていただきますが、この農地の売買支援事業ということをしておりますのが、京都府の農業会議、いわゆる京都府農地中間管理機構というところが、この事業を行っているところでございます。こちらの絵にもございますようなかたちでですね、地主と受け手の間に入りまして、事業を行っておられますが、地主から機構、京都府のほうが入りまして、それをさらに受け手の担い手農業者に、さらに売り渡すというような事業でございます。こちら、間になぜこういうふうな機構が入るのかというところでございますが、こちら手書きでも書かせていただいております。

(事務局)

けれども、間に入った京都府農業会議が登記の手続きを行う他ですね、「農地を売りたい方は」っていうところに書いてますが、譲渡所得800万円の特別控除が受けられるという、こういうメリットがございます。すなわちですね、800万円までの売買であれば、譲渡所得税というものがかからないと。仮に1000万円というような売買であれば、この差額ですね、1000万円引く800万円の間の、その200万円の部分だけ譲渡所得税がかかるというようなイメージでございます。農地を買う側ですね、受け手側のメリットは下のほうに書かしていただいております、こちらのほうはあまりメリットは少ないですけれども、登録免許税の減免であったり、不動産取得税の軽減が得られるというようなものでございます。メリットばかりでもございませんでして、こちらの絵のほうに手書きで書かしていただいておりますが、この機構のほうも無償でするわけではなく、売買代金の2パーセントの手数料を出し手、受け手それぞれから徴収するというようなかたちをとられております。また、この受け手、担い手農業者につきましては、この事業につきましては、下限面積、久御山町の場合は80アールと、大規模でされておられる方でなければ、この事業を使えないというようなかたちになっておるところでございます。農地の売買支援事業の説明につきましては以上でございます。

(会長)

それでは、議案第5号の案件につきまして、まず現地調査の報告をお願いいたします。

(●●委員)

議案第5号受付番号1と受付番号2の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われ
ます。

(会長)

それでは議案第5号受付番号1、それから受付番号2に関しましては、関連する内容でもございますので、まとめて審議をいたします。事務局説明を願います。

(事務局)

議案第5号受付番号1につきましては議案書16ページ、上の表をご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます、こちらが地主さんから機構に売り渡す内容となっております。

次に議案第5号受付番号2につきましては、同じく議案書16ページの下の表をご覧ください。こちらが機構から受け手農家さんに売り渡す内容となっておりますのでございます。その他の内容につきましては記載のとおりとなっております。

所有権の移転を受ける者の農業経営の状況等であったり18条調書につきましては、議案書、次の17ページに記載させていただいております、こちらをご覧ください。

また、この案件の所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真17ページをご覧ください。

それでは会長よろしく願います。

(会長)

ただ今、事務局のほうから説明がございました。議案第5号受付番号1と受付番号2について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第5号受付番号1と受付番号2について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、議案第5号受付番号1と受付番号2について、可とすることに決定をいたします。

(会長)

これで、本日予定をしておりました審議は終わりたいと思います。

午後2時15分 終了